

平成 2 7 年第 7 回（7 月）

農業委員会総会議事録

吉富町農業委員会

1. 日時及び場所 平成27年7月10日(金)
開 会 10時00分 閉 会 10時22分

2. 開催場所 吉富フォーユース会館3階会議室

3. 出席委員

委員の定数 16名

出席委員数 15名

欠席委員数 1名

出席委員の氏名

是木 輝義	若山 清敏
	高原 孝幸
井上 幸子	宇佐 正人
樋口 翌	太田 克弘
守口 正典	菊 啓治
奥家 信弘	豊田 和義
賀部 正直	土屋 豊一
是木 則幸	畑田 英文

欠席委員の氏名 瀬口 勝美

4. 付議事項

議案第13号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書について 2件

5. 農業委員会事務局職員

事務局職員 赤尾 慎一、和才 薫、石丸 貴之

6. 会議の概要

事務局	<p>委員の皆さんおはようございます。</p> <p>皆様方には何かとお忙しい中ご出席いただきまして有難うございます。本日は、瀬口委員より都合により欠席との報告を受けています。それでは、ただ今より平成27年第7回(7月)総会を開催いたします。</p>
是木会長	<p>それでは、開会に先立ちまして是木会長よりご挨拶をお願いいたします。</p> <p>皆さんおはようございます。ここ2・3日大変暑い天候となっています。田植え等も終わりましたが皆様においても体に十分に気をつけていただきたいと思います。</p> <p>それでは、ただいまから平成27年第7回(7月)の総会を開催いたします。まず、議事録署名人の指名をいたします。議事録署名人には宇佐委員、太田委員のお二人を指名いたします。</p> <p>それでは、議事に入ります。「議案第13号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書について」を上程いたします。今回2箇</p>

事務局	<p>所の案件のようです。このうち1件につきましては、T委員に関する事案となりますので農業委員会法第24条の規定に基づく議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退室をお願いいたします。</p> <p>(T委員退室後)</p> <p>それでは事務局より逐次説明をお願いします。</p> <p>1ページをご覧ください。「議案第13号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書について」です。先ず番号1の説明です。この案件は、この農地4筆を第三者へ所有権移転の伴う転用です。</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td>申請農地: 吉富町大字別府80番4</td> <td>田</td> <td>387㎡</td> </tr> <tr> <td>吉富町大字別府82番9</td> <td>田</td> <td>36㎡</td> </tr> <tr> <td>吉富町大字別府81番2</td> <td>田</td> <td>55㎡</td> </tr> <tr> <td>吉富町大字別府82番5</td> <td>田</td> <td>10㎡</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">合 計</td> <td>488㎡</td> </tr> </table> <p>譲受人: 吉富町大字別府〇〇番地〇 W. M 譲渡人: 吉富町大字土屋〇〇〇番地〇 T. T 転用理由: モデルハウス 1棟 建築面積 53.38㎡</p> <p style="text-align: center;">進入路</p> <p>(他議案内容朗読及びP2からP9説明)</p> <p>農地区分については、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において、居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであることから、第1種の例外要件の農地であると判断されます。よろしくご審議願います。</p>	申請農地: 吉富町大字別府80番4	田	387㎡	吉富町大字別府82番9	田	36㎡	吉富町大字別府81番2	田	55㎡	吉富町大字別府82番5	田	10㎡	合 計		488㎡
申請農地: 吉富町大字別府80番4	田	387㎡														
吉富町大字別府82番9	田	36㎡														
吉富町大字別府81番2	田	55㎡														
吉富町大字別府82番5	田	10㎡														
合 計		488㎡														
是木会長	<p>それでは、地元委員の是木則幸委員さん、申請地の状況や聞き取り内容などで何か補足説明がありましたらお願いします。</p>															
是木則幸委員	<p>ただ今の事務局の説明のとおりでございます。自宅の横にモデルハウスを建築し、かつ自宅への進入路ということで問題ないと思われれます。</p>															
是木会長	<p>是木則幸委員並びに事務局より説明がありました。</p> <p>ただ今より質疑を受けたいと思います。発言のある方は挙手お願いします</p>															
各委員	<p>(質疑なし)</p>															
是木会長	<p>ございませんようでしたら、議案第13号-1については承認することにご異議はございませんか。</p>															
各委員	<p>(異議なし)</p>															
是木会長	<p>それでは、議案第13号-1に関しては承認することと決めます。では、議事参与の制限により、退室をお願いしておりましたT委員には入室、着席をお願いします。</p> <p>(T委員着席後)</p> <p>続きまして、議案第13号-2について事務局より説明をお願いします。</p>															

事務局	<p>次に番号2の説明です。再度2ページをご覧ください。この案件は、この農地4筆を第三者へ所有権移転の伴う転用です。</p> <p>申請農地: 吉富町大字小祝707番2 田 1, 537㎡ 吉富町大字小祝688番 田 1, 789㎡ 吉富町大字小祝695番 田 822㎡ 吉富町大字小祝690番2 田 148㎡ 合計 4, 296㎡</p> <p>譲受人: 豊後高田市玉津○○○○番地 (株)○○○ 代表取締役 S. T</p> <p>譲渡人: 吉富町大字小祝○○○番地 D. K</p> <p>転用理由: 太陽光発電設備 (他議案内容朗読及びP10からP17説明)</p> <p>農地区分については、他の農地区分に非該当で、生産性の低い農地であることから、第2種の農地であると判断されます。よろしくご審議願います。</p>
是木会長	<p>それでは、地元委員の若山委員さん、申請地の状況や聞き取り内容などで何か補足説明がありましたらお願いします。</p>
若山委員	<p>ただ今の事務局の説明のとおりでございます。自分で農地を耕作することが出来なくなったため、一部が荒廃農地となっておりますので、地域のためにも今回業者に売買してその業者が太陽光発電を建設するという事で問題ないと思われます。</p>
是木会長	<p>若山委員並びに事務局より説明がありました。 ただ今より質疑を受けたいと思います。発言のある方は挙手お願いします。</p>
事務局	<p>吉富町では太陽光発電は何箇所目になるのか。 3箇所目になると思います。今回が最大の規模となります。</p>
若山委員	<p>周りが駐車場なので、日当たりはかなりよい。</p>
是木会長	<p>ほかに何かありませんか。</p>
各委員	<p>(質疑なし)</p>
是木会長	<p>ございませんようでしたら、議案第13号-2については承認することにご異議はございませんか。</p>
各委員	<p>(異議なし)</p>
是木会長	<p>それでは、議案第13号-2に関しては承認することと決めます。これにより「議案第13号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について」は2箇所とも承認することとします。</p>
事務局	<p>本日の議事はすべて終了しましたが、その他として情報交換となっておりますがなにかありませんか？</p>
事務局	<p>①荒廃農地について広報に記載しています。 ②農作業時の道路の清掃について ③集落営農組織について</p>
各委員	<p>(各地区内での情報交換)</p>

是木会長	その他特に無いようでしたら、次回の委員会の日程ですが、事務局よりお願いいたします。
事務局	予定どおり、8月7日（金）10：00からこの場所での開催を提案しますがどうでしょうか。
	（異議なし）
	それでは、これをもちまして平成27年第7回（7月）総会を閉会いたします。皆様、お疲れ様でした。
	10時22分 閉会